

学位論文及び審査結果の要旨

横浜国立大学

氏名	張 凱
学位の種類	博士（法学）
学位記番号	国府博甲第74号
学位授与年月日	令和4年9月16日
学位授与の根拠	学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）第4条第1項及び 横浜国立大学学位規則第5条第1項
研究科(学府)・専攻名	国際社会科学府国際経済法学専攻
学位論文題目	婚姻関係と居住権概念 －中国と日本における配偶者の保護の法的施策－ (Marital Status and the Concept of Inhabitation Right: Legal Measures for the Protection of Spouses in China and Japan)
論文審査委員	主査 横浜国立大学 常岡 史子 教授 横浜国立大学 渡邊 拓 教授 横浜国立大学 宮澤 俊昭 教授 横浜国立大学 関 ふ佐子 教授 横浜国立大学 相馬 直子 教授

論文の要旨

1 本論文の目的と研究の対象

各国の立法ないし司法実務において、配偶者の「居住権」は家族法制度中の不可欠な権利であると言える。中国では、婚姻関係の終了に際して財産分与で婚姻中の居住建物の所有権を取得しなかった離婚配偶者の離婚後の居住を確保する必要があるときに、その居住の保護が問題となる。もちろん、夫婦財産制として「婚姻中取得財産共有制」を採用する中国法のもとでは、婚姻中に購入された居住建物は夫婦の一方の名義によってその所有権登記が行われた場合においても、夫婦の実質的な共有財産に属するものとされ、夫婦双方は婚姻中に当該建物を使用する権利を有する。また、婚姻関係の成立に伴い夫婦はお互いに扶養義務を負い、それにより、婚姻中は他方配偶者の特有財産である居住建物についても非所有者である配偶者はこれを使用することができる。しかし、婚姻関係の破綻による離婚に至り、財産分与で婚姻用の居住建物の所有権を取得しなかった配偶者はこの建物の継続的な使用を求めることが相当であるような事情がある場合、それを可能とするための立法的解決が必要である。これが保障されないと、当該配偶者は転居費用や新たな住居を確保する必要が生じ、それによって離婚に伴い多大な不利益を被る恐れが生じる。

あわせて、夫婦の一方の死亡による婚姻解消の場面である相続の場合においても、生存配偶者は住み慣れた居住建物に住み続けることを希望するというのが中国では一般的である。しかし、相続で建物の所有権を取得する又は当該建物に住み続けるための所有権以外の権利を設定するなどの法的手段のいずれによっても、生存配偶者の生計資金と居住利益を共に確保することはしばしば困難となる。そこで、離別の場合のみならず、死別の場合においても、配偶者の居住の利益を保護し、

従来の居住建物に住み続けたいとの要望に対応する必要がある。

中国では、離婚により居住の面での困窮状態に陥る恐れがある配偶者の利益を保護するために、離婚経済援助制度が確立されている。離婚経済援助制度を規定する婚姻法第42条は、2021年1月1日の中国民法典（2020年5月28日に第13期全国人民代表大会第3回会議において「中華人民共和國民法典」として可決された。以下、「民法典」と言う）の施行に伴い、その法的効力が失われたが、民法典第1090条は離婚経済援助制度の内容を承継したことから、民法典の施行後においても、離婚経済援助制度は依然として離婚配偶者の以後の居住保護に法的根拠を提供する法制度となっている。もちろん、離婚配偶者の利益保護において、民法典第1090条で踏襲された離婚経済援助制度が従来通り重要な役割を果たすであろうことは否定できない。しかし、2021年に施行された民法典のこの制度に関する条文には方策の内容が明記されないなどの問題点がまだ残されており、それにより、実際の運用に際して離婚夫婦の間で用いられた方策をめぐる争いとなる恐れがあり、さらにその紛争の解決方法などについての争いが新たに生じる恐れがあることを指摘できる。また、民法典で踏襲された同制度には、適用対象について従前と同様に、離婚により生活の困窮状態に陥る恐れがある配偶者との制約が加えられており、それにより、離婚により生計困窮者に該当しない離婚配偶者はこの法制度を用いて自らの居住利益を保護することが不能となる。ただし、裁判実務から見れば、同制度の適用対象外の配偶者が従前の住居に住み続けることを要することが相当である事情は実際にはあるといえることができる。例えば、適用対象外の配偶者が就学期にある子の就学環境を確保するために従前の住居に住み続けることを必要となる場合には、その要望は離婚経済援助制度の運用により満たされない恐れがあり、この点についての立法的解決も求められる。

一方、日本は夫婦財産制として別産制を採るが、裁判実務では、離婚時の扶養的な財産分与として、就学期にある子や障害のある子の直接的な養育義務を負う配偶者や高齢の配偶者などに対して他方配偶者の所有建物の利用権を付与することを通じて、当該配偶者の離婚後の居住を保護するという方法が取られることがある¹。この方法の適用は、高齢の離婚配偶者の安定的な居住環境の保護に資することができ、また、就学期にある子の就学環境や障害のある子の生活環境の保持などに対しても有用なものであると言える。そこで、日本の裁判実務で運用されている離婚した配偶者の利益保護のための方策が中国法の離婚経済援助制度の問題点の解決に対して参照価値があるかどうかについての検討が有用である。

さらに、日中両国ともが既に高齢化社会に突入し、今後もこの傾向が急激に進行するものと見込まれている。こうした社会の実情に対応するために、様々な分野で相応しい仕組みの整備が求められるが、その中で、夫婦の一方の死亡後の高齢配偶者の安心な居住環境の確保は重要な課題の1つである。この点については、両国とも立法的解決によって高齢の生存配偶者の居住確保に関する需要に対応していると見ることができる。中国では、民法典において、居住権が用益物権として明文化され、それにより、居住権制度が法律上正式に確立された。民法典による居住権制度の創設は、権利の法的性質の明示、権利の無償性の確定、居住確保という権利の趣旨の明文化及び権利の消滅事由の明記などの点において、今後裁判実務に現れる居住権に関する紛争の解決に資することができる。しかし、民法典の居住権に関する条文を検証すると、権利の種類や生存配偶者の居住確保の観点からの条文の欠如など法制度の不備が見られ、民法典の居住権の諸条文を運用しても生存配偶者の居住確保を確実に実現できるとは言えない。

他方で、日本では、所有者である配偶者の死亡後、残された生存配偶者が住み慣れた居住建物を継続して使用したいと望む場合、その要望を満たす方策を一内容とする民法改正が平成30（2018）

¹ 松本哲弘『離婚に伴う財産分与・裁判官の視点にみる分与の実務』新日本法規出版（2019年）177頁。

年に行われ（以下、「平成 30 年民法改正」と言う。）、配偶者居住権制度が確立された。

ただし、中国はもちろん、日本においても、これらの法制度のいずれも制度の適用対象に制限が加えられるなどの問題点がまだ残されており、それを完全化するためには法制度に関する検討がなお必要となる。そして、日中の両制度ともが新しく発足したものであり、施行されたばかりの 2021 年の時点においては、裁判実務でこれらの法制度を適用して生存配偶者の居住問題を解決しようとした事例はまだほとんど見られない（2022 年 3 月段階で両国とも公刊された裁判例等はない。）。そのため、実際には、両制度が裁判実務に現れる生存配偶者の居住の権利に関する紛争の解決に対していかなる役割を果たせるかは不透明な状態にある。

このような状況を受け、本論文は、中国法における離婚時及び相続時の配偶者の居住確保を図るための法制度の完全化のための提言を試みることを目的として、日中両国においてこれまで取られてきた配偶者の居住保護を内容とする法的施策と立法による「居住権」制度の確立及びその具体的な規定のあり方の比較研究を行うものである。もちろん、配偶者の居住保護という観点から、一種の社会保障的意味を持つ高齢者權益保障法等の内容も本論文において言及しているが、民法の視点から婚姻関係と配偶者の居住保護をめぐる検討を行うことが本論文の主な目的である。すなわち、本論文は、婚姻解消に際しての夫婦間の財産関係の処理という観点から配偶者に対する居住の確保に検討を加え、民法における婚姻の法的効果という私法的側面からの分析を提示すること軸とする。

2 本論文の構成

本論文では、まず、中国法の下での配偶者の居住保護を内容とする法律規定の変遷について論じた。民法典による居住権制度創設前の段階における配偶者の居住保護に関する諸法律の各条文を整理し、その成立の経緯を示した上で、これらの条文の問題点を抽出した。そして、各条文の不完備さに関する検証をもとにして、中国において配偶者の居住保護を内容とする法制度を完全化する必要性について論じた。それに続いて、中国における居住権制度をめぐる諸学説の研究状況を分析するとともに、それに基づき進められてきた居住権制度に関する法整備の推移に着目し、物権法改正の段階及び民法典創設の段階で展開された諸議論を紹介し、これら理論面の議論に基づいて居住権制度の創設の必要性とその意義について検討を加えた。

次に、中国の裁判実務に現れた離婚配偶者の居住の権利の実態を把握するために、裁判例を網羅的に収集し検討した。そして、そこから判明した諸問題点を抽出し、離婚経済援助制度自体に残存している問題点を明らかにし、それを完全化する現実的必要性を確認した。続いて、日本では裁判離婚の際に相手方所有の居住建物への使用貸借権や賃借権の設定という法的手段を用いることが可能であることに鑑み、この方策が中国の裁判実務における問題点の解決への参照価値を有することを明らかにした。また、中国の裁判実務における生存配偶者の居住保護事例の検討を通じて、裁判例に表れた法律上の諸問題点を明らかにし、その解決に対して民法典の居住権制度が持つ現実的価値を解明した。さらに、日本における平成 30 年民法改正により確立された配偶者居住権制度を対象に立法の経緯と各規定の内容を分析し、中国法への参考価値を析出した。

最後に、中国における諸立法審議、学説及び裁判例の研究を通じて抽出できた問題点及び日中両国における離婚時及び死亡時の配偶者の居住確保のための民法上の法制度を比較検討し、婚姻解消時の配偶者の居住保護の法的施策という本論文の課題に対して、中国法における配偶者の居住保護

を図る法制度の完全化のために必要な提案を行うとともに、あわせて今後の課題についても言及した。以下に、その結論を述べる。

3 本論文の結論と今後の課題

中国では、民法典の物権編における居住保護を目的の1つとする居住権制度の創設に伴い、民法体系のもとで、離婚した配偶者の居住の確保を内容の1つとする離婚経済援助制度と居住権制度が併存することになった。これに対し、離婚の場合に離婚配偶者の居住問題の解決を目的とする離婚後居住権も民法典の居住権制度の権利の種類1つと位置付けられるとの見解が学説によって示されている²。しかし、本論文では、人民法院の権利設定権限や強力な対抗力の付与の必要性などの点を総じて考慮すると、離婚配偶者の居住を確保するために設定された離婚後居住権は離婚経済援助制度の一方策として解し、その上で、配偶者の居住確保を目的の1つとする離婚経済援助制度と民法典の居住権制度を併存させることが配偶者の居住保護に対して有用であるとの結論に至った。

すなわち、本論文は、研究対象である中国における配偶者の居住保護については、離別と死別を分け、それぞれの場合において、異なる法制度を運用すべきであるという立場に立つものである。離婚の場合、離婚夫婦の間で離婚後の経済援助である居住保護に関する協議が調わない場合、人民法院は自らの職権に基づき離婚経済援助制度を運用して同制度の適用対象に該当する離婚した配偶者に居住保護を与えることができる。一方、相続における生存配偶者の場合、被相続人の遺言という方式によって設定された生存配偶者のための居住の権利は民法典で新設された居住権の1つとして位置付けられ、それに関する紛争は居住権制度の規定を準用して解決されることになる。もちろん、家族関係内において、当事者同士の合意によって設定された居住保護を内容とする権利が民法典の物権編で新設された居住権の成立要件に該当すれば、それに関する紛争は居住権制度の諸条文を準用して解決されることが可能となる。本論文ではこのような観点から離婚時の離婚経済援助制度と相続時の居住権制度の関係及びその位置づけを明らかにし、それぞれの制度についてさらなる改善のための立法上の提言を示している。

これら中国法における配偶者の居住確保を図るための法制度の問題点の解決のために、本論文では、中国法への参考価値を有する日本の法制度を参照しながら、その解決策を探った。その結果、次の諸点が明らかとなった。すなわち、日本の離婚裁判において運用されている使用貸借権又は賃借権の設定という方策は、中国の離婚配偶者の居住環境の保護等に対して有用なものである。もちろん、判例制度を採用していない中国では、日本の裁判実務で用いられる裁判所による使用貸借権などの利用権の設定という方法をどのように参照すべきかが問題となる。中国の現行人民法院組織法第18条は、最高人民法院の解釈権限に関し、次のように規定する。すなわち、「最高人民法院は、実務において現れた法律の具体的な運用問題につき、解釈権限を有する。」。さらに、現行の「最高人民法院の司法解釈に関する規定」第2条も、「裁判実務に現れた法律の具体的な運用問題につき、最高人民法院は司法解釈を行うものとする」と規定する。したがって、民法典で踏襲された離婚経済援助制度自体には具体的な方策に関する条文が設けられていないことから、離婚夫婦の間又は第三者との間で方策の運用をめぐる紛争が生じる事態を回避するために、最高人民法院は、司法解釈という形で離婚経済援助制度の法的施策を列挙する必要があると考えられる。現在はまだこの

² 汪洋「民法典意定居住権与居住権合同解釈論」比較法研究第6期（2020年）106頁。

司法解釈は出されていないが、今後最高人民法院は民法典で踏襲された離婚経済援助制度の運用中に現れた問題点を解決するために司法解釈を行う際に、日本の裁判実務で運用されている使用貸借権又は賃借権の設定という方策を参照し、それに類似する権利を規定することが可能である。

そして、最高人民法院の司法解釈の法的効力につき、現行の「最高人民法院の司法解釈に関する規定」第4条によって、最高人民法院によって制定され公布された司法解釈は、法律と同等の効力を有するものとする。もちろん、これに関する理論面の議論では、これに関する理論面の議論では、法政策や理念を宣言するものなどの司法解釈に「法律効力」を認める必要があるのかどうかを検討すべきであるという見解も示されているが、具体的な法律の条文に則した解釈の展開を内容とする司法解釈は法律と同様な法的効力を有するというが、中国における共通の認識である³。そこで、中国において、日本法の参照のもと、日本の裁判実務で運用されている使用貸借権又は賃借権の設定という方策が最高人民法院の司法解釈によって明記されることは、中国法の離婚経済援助制度の隙間を埋める上で有用なものとなると言える。

これに加えて、離別の場合、離婚夫婦双方の利益の衡平や離婚した配偶者の居住確保などの要素を総じて考慮すると、中国法の下での離婚経済援助制度の法的位置付けから見れば、中国においても、離婚時の財産分与の段階では扶養的財産分与の要素をあわせて考慮する必要があるとの結論が導かれた。すなわち、離婚経済援助制度の適用対象外である離婚した配偶者は婚姻中の建物の継続的な使用を求めることが相当であるような事情がある場合、財産分与の段階で夫婦の実質的な共有財産に属する居住建物の所有権限と使用権限を分け、離婚後の扶養という意味を含む建物の使用権限の付与という方策の運用は、当該配偶者の居住保護に対して有用なものであると考えられる。そこから、扶養的財産分与を用いて離婚した配偶者の離婚後の居住の確保を図った日本の諸裁判例をもとに、中国法における離婚経済援助制度の問題点に対する補強策について提言を試みた。

あわせて、日本における生存配偶者の居住の保護を目的の1つとする配偶者居住権制度は、生存配偶者の居住確保に関する条文が欠如している中国民法典の居住権制度に対して、参照価値が高いと考えられる。中国では、高齢者などの家族内における弱者について、民法典の物権編で定められた居住権に関する一般的な規定によってはその居住確保が実現不能となる恐れがある。すなわち、民法典の居住権制度の下では、当事者間で高齢者のための居住権の設定に関する合意が成立しない場合、その設定は困難である。また、被相続人が遺言で生存配偶者のための居住権を設定せず、遺産に属する居住建物を生存配偶者以外の者に帰属させるとの旨を明記すれば、当該建物を取得した者と生存配偶者の間での契約の締結により生存配偶者のための居住権を設定することはさらに難しくなる。

通常、家族関係にある者の居住の確保を内容とする居住権は、一般的な居住の権利とは異なっており、居住保障という機能を強調するものである。それを実現するためには、民法典における居住権に関する諸規定ではまだ不十分であり、家族関係にある者特に生存配偶者、未成年者及び高齢者などの家族内における弱者の立場にある者の居住確保に関する規定を法律で明文化する必要があると考えられる。したがって、居住権制度において、家族内における弱者である高齢の生存配偶者の居住確保という法の機能を確実に発揮するためには、中国の民法典において、物権編で用益物権である居住権に関する一般的な要件・効果を規定するとどまらず、相続編に高齢者特に生存配偶者の居住確保という需要に応じた条文を明文化する必要があると言える。そして、中国民法典の相続制度の下では、配偶者とその子女は同じ相続順位にある者であるため（民法典第1127条）、相続

³ 曹士兵「最高人民法院裁判、司法解釈的法律地位」中国法学第3期（2006年）181頁。

編において生存配偶者の居住確保を目的とする居住権の条文を設ける際には、他の相続人特にその子女との利益の調整を内容とする法的施策を講じる必要がある。

一方、「共同相続人間の平等」という原理を採用する日本の現行相続法のもとでは、生存配偶者の利益保護を法定相続によって実現するために、時代の社会経済情勢や生存配偶者の生活保障の必要性に応じつつ、相続人間の平等を図る措置を並行して採っている⁴。例えば、平成30年民法改正は、少子高齢化が急激に進展してきた社会情勢に対応するために行われたものである。相続開始時における生存配偶者の年齢が相対的に高くなり、その生活の保護の必要性も相対的に高まる一方で、子については親の相続開始時に経済的に独立している場合も多く、また、少子化により相続人である子の人数が相対的に減っていることから、遺産分割における一人の子の取得割合も相対的に増加することになるという状況の考慮の下で、生存配偶者の居住確保を内容とする配偶者居住権制度は創設された⁵。それとともに、相続人間の平等を図るために、配偶者居住権は金銭評価され、生存配偶者は当該評価額の遺産を取得したものとみなされる。それによって、配偶者居住権の設定は遺産の承継の枠組みにおいて、他の共同相続人の相続利益に対し計算上負の影響を与える可能性のないものと結論付けられる。

このことから、高齢社会に移行する過程にある中国においても、生存配偶者の居住確保の必要性が高まっている社会の実情に対応するために、民法典の相続編において生存配偶者の居住確保を図るための特則を設けることが必要である。具体的な条文を設ける際には、日本法の配偶者居住権制度の諸規定を参照することが生存配偶者の居住保護のみならず、生存配偶者と他の相続人の利益衡平の実現に対しても一定の役割を果たすと考えられる。

以上の考察をもとに、本論文では、中国において、理論面について学説で行われてきた居住権制度に関する議論も見ながら、中国民法典の居住権制度自体に残されている問題点を明確化し、それを完全なものとするための提言を試みた。その中で、相続の場面における生存配偶者の居住確保に関する条文が欠如している中国民法典に対して、日本の民法における配偶者居住権制度の内容を参照しつつ、中国民法典に生存配偶者の居住保護の実現を目的とする特別規定を置く際の具体的な論点、特に、費用の負担や居住建物が取り壊された場合における居住保護の方策等が重要であることを挙げた。

なお、現時点では、前述のように日本でも配偶者居住権を創設した改正民法が施行されて間がなく、裁判実務において配偶者居住権が運用された公刊の事例はまだ見られていない。そのため、今後配偶者居住権制度が実際に運用される中で如何なる問題が現れるかは、日本においてもまだ不明な部分がある。それとともに、中国でも、民法典で確立された居住権制度は施行されたばかりである。民法典の施行に伴い婚姻法に関連する司法解釈の法的効力は失われたが、民法典及びそれに関連する司法解釈の中では、離婚後の経済援助の方策及びその適用要件などの内容はまだ明文化されていない。そのため、中国では、民法典の施行後も、離婚経済援助制度が依然として離婚裁判に現れる離婚後の居住確保に対する当事者の需要を満たすための法的根拠を提供することができるかどうかという問題が残されている。この点は、制度の開始から間がなく実際の紛争事例がまだほとんどないという上述のような状況に基づき、本論文においてその解決策の探求を対象とする段階に至らなかったため、今後の研究課題となる。

また、近年、日中両国とも高齢化社会に突入したことに伴い、高齢者の再婚がますます頻繁に見られるものの、それぞれの子供においてその相続分やその他相続をめぐる利害得失に対する不安を生じさせないよう、再婚の高齢者同士が婚姻届を提出せず共同で生活することに留まるケースも少

⁴ 浦野由紀子「配偶者の居住権保護・相続分見直し」論究ジュリ 20号（2017年）7頁。

⁵ 堂蘭幹一郎「相続法改正の背景、立法経緯等」自正 69巻 12号（2018年）8頁。

なくない。このような場合、住居の所有者である内縁配偶者の死亡に伴い、生存内縁配偶者が居住の拠点を失う恐れがあり、その居住確保について検討を加える必要がある。ただし、中国ではそもそも内縁や事実婚自体に法的効果を認めないという立場を採っている。そこで、本論文では内縁配偶者の居住の保護は検討の対象に含めなかった。この点については、中国における内縁ないし事実婚に関する法的対応の行方を見ながら、今後の課題としたい。

審査結果の要旨

配偶者の「居住権」は、各国の家族法制度の中で重要な機能を果たす。中国では夫婦財産制として共有制を採用するが、婚姻解消に際しては、離婚時の財産分与で居住建物の所有権を取得しなかった配偶者の離婚後の居住の確保や、夫婦の一方の死亡による相続時の生存配偶者の居住の権利が問題となる。この点について、中国には離婚経済援助制度が設けられ、また2021年1月1日に施行された民法典において居住権が新たに設けられたが、それらの規定は配偶者の居住の法的保護という点で必ずしも万全ではない。そこで、本論文は、中国と日本で行われてきた配偶者の居住に関する法的施策及び立法による「居住権」の確立とその具体的な諸規定についての比較研究を通じて、中国法における離婚時及び相続時の配偶者の居住確保のための法制度の理論面の精緻化を図り、その実効性確保のため日本法を範とした規定の整備の在り方を示そうとするものである。

本論文は全五章から成り、第一章で上述の研究課題を示した上で、第二章では中国法における居住権概念の生成について論じる。そこでは民法典による居住権制度創設前の段階における配偶者の居住確保に関する諸法律及び司法解釈の条文を整理し、それらの成立過程を明らかにするとともに、諸学説の理論を分析する。そして、これらの基礎の上に進められてきた法整備の推移に着目して、物権法改正の段階及び民法典創設の段階で展開された諸議論を紹介する。それにより、中国法が念頭に置く「居住権」の内容と権利としての性質を明らかにする。第三章では、中国の離婚時及び相続時の配偶者の居住の権利を巡る紛争について、裁判例を網羅的に収集して検討し、配偶者の居住の確保が中国において婚姻解消時の重要な課題となっている実情を示す。そこでは70件を超える中国の裁判例が取り上げられており、婚姻解消時の配偶者の居住の権利に関する事例の紹介と分析として資料的価値も認められる。第四章では、日本における離婚時及び死亡時の配偶者の居住の権利について学説と裁判例を検討する。特に、裁判離婚の際に相手方所有の居住建物への使用借権や賃借権の設定という法的手段を用いることが可能である点に着目して、この方策が中国の裁判実務における問題点の解決への参照価値を有することを論じる。さらに、日本で2018年の民法改正によって確立された配偶者居住権制度について立法の経緯及び各条文の意義、要件と効果を分析し、中国民法典に設けられた居住権規定との比較検討を通じて、日本の配偶者居住権の中国法への参考価値を抽出している。そして、最終章の第五章で、中国で行われてきた離婚経済援助制度等による施策の法的位置づけの再考察と利用権の設定という方法による解決の持つ可能性、中国民法典の規定する居住権につき居住者の範囲や権利の種類・設定手段を拡張することの有用性、相続の効果としての生存配偶者の居住保護のための特別規定の必要性を説く。なお、現時点では日本、中国ともに配偶者居住権ないし居住権の制度を新設して間がなく、これに関し公刊された裁判例はまだ見られない。そのため、裁判実務において居住権規定につきどのような解釈が展開されていくか、特に日本法も中国法も適用対象を法律婚の配偶者に限っており、また中国の現在の法制度はそもそも内縁や事実婚に法的効果を認めない立場を取っているなかで、内縁配偶者の居住の保護をどのように解していくかが課題として残り、これについては今後の研究が待たれる。このような課題は残るが、夫婦財産制、財産分与及び配偶者相続権に関する中国民法と日本民法の的確な考察に基づき、夫婦の権利義務及び財貨の帰属と承継に関する諸規定を踏まえながら、同時に求められる配偶者の保護について、中国の離婚経済援助制度等社会保障的側面を持つ諸制度にも言及した上で、民法上の権利としての配偶者の「居住権」概念を考察し、婚姻の法的効果という私法的側面からの分析を

提示した点に本論文の独自性と学術的意義が認められ、高く評価できる。以上のことから、本論文審査委員一同は、本学府の博士号審査基準③に照らして、張凱氏の学位請求論文「婚姻関係と居住権概念－中国と日本における配偶者の保護の法的施策－」を博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと判断する。

令和4年6月10日

審査委員主査	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授	常岡 史子
審査委員	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授	渡邊 拓
審査委員	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授	宮澤 俊昭
審査委員	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授	関 ふ佐子
審査委員	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授	相馬 直子

参考：張凱氏の指導委員会の構成員は下記のとおりである。

責任指導教員	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授	常岡 史子
指導教員	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授	渡邊 拓
指導教員	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授	宮澤 俊昭